

「大船渡市地域ブランディング・デジタルマーケティング業務」
公募型プロポーザル企画提案募集要領

令和7年6月

大船渡市 企画政策部 デジタル戦略課

「大船渡市地域ブランディング・デジタルマーケティング業務」 公募型プロポーザル企画提案募集要領

この募集要領は、大船渡市（以下「本市」という。）が実施する「大船渡市地域ブランディング・デジタルマーケティング業務」（以下「本業務」という。）に係る契約候補者の選定に関し、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する業務の仕様等を明らかにし、企画提案に参加する者（以下「提案者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務目的

今後、大船渡市が持続可能なまちづくりを進めていくためには、まずは大船渡市の認知度を高め、「選ばれるまち」を目指す取組が重要である。

本業務は、大船渡ならではの魅力を明確化し、それを基盤とした地域ブランディングとデジタルマーケティングを一体的に展開することで、より効果的かつ持続的なシティプロモーションの推進を図ることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

大船渡市地域ブランディング・デジタルマーケティング業務

(2) 内容

別紙「企画提案仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約日から令和8年3月19日（木）まで

(4) 予算額（上限額）

5,000,000円（消費税額及び地方消費税額含む。）

(5) プロポーザルによる随意契約

3 参加資格要件

本公募型プロポーザルに応募できる者は、次の各号に掲げる資格要件を満たす者とする。

(1) 本業務の内容と同種又は類似する業務を行った実績があるなど、地域ブランディング、デジタルマーケティング等に精通していること。

(2) 租税公課の滞納がないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立て中、又は再生手続中でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立て中、又は再生手続中でないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体等と関わりがないこと。

4 実施スケジュール

| 内容 | 日程 |
|-------------------------|------------------|
| (1) 募集要領等の公表・募集受付開始 | 令和7年6月27日（金） |
| (2) 質問の受付期限 | 令和7年7月4日（金）正午 |
| (3) 参加申込書の提出期限 | 令和7年7月10日（木）午後5時 |
| (4) 企画提案書の提出期限 | 令和7年7月16日（水）午後5時 |
| (5) プレゼンテーションの実施に関する通知 | 令和7年7月18日（金）予定 |
| (6) プレゼンテーション及び契約候補者の決定 | 令和7年7月25日（金）予定 |
| (7) 結果通知 | 令和7年7月30日（水）予定 |

(1) 提案募集の期間

■募集期間 令和7年6月27日（金）から令和7年7月16日（水）午後5時まで

■募集方法 本市ホームページ上に公表

(2) 質問の受付

■期 限 令和7年7月4日（金）正午まで

■方 法 質問書【様式1】を電子メールで受け付ける。なお、当該メールの件名は「【会社名】プロポーザルに関する質問」とすること。

■連 絡 先 E-mail：ofu_digi-sen@city.ofunato.iwate.jp

■回 答 随時、本市ホームページ上に質問者の名称を伏せて公開する。

(3) 参加申込書の提出

■期 限 令和7年7月10日（木）午後5時まで ※必着

■提 出 物 (ア) 参加申込書【様式2】

(イ) 参加申込者の概要が分かる資料（パンフレット可）

(ウ) 過去に受託した同種又は類似業務の経歴が分かる資料

■提出部数 各1部

※上記提出物を記録した電子媒体1式（CD、DVD又は他のオンラインストレージ経由による提供）

■提出方法 持参又は郵送。ただし、オンラインストレージ経由による提出の場合は電子メール。

■提 出 先 〒022-8501 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢15番地

大船渡市企画政策部デジタル戦略課広聴広報係 宛て

《参加申込書提出の留意点》

- ・参加申込後に提案を辞退する場合は、辞退届【様式3】を提出すること。なお、提案を辞退した場合においても本市の他案件の入札には一切影響しない。
- ・1事業者当たり、提案は1件とする。

(4) 企画提案書の提出

■期 限 令和7年7月16日（水）午後5時 ※必着（持参又は郵送）

■提 出 物 (ア) 企画提案書【様式4】

(イ) 事業者の概要【様式5】

(ウ) 執行体制図【任意様式】

(エ) 業務実施方針【任意様式、10ページ以内】

- ・業務内容に関する提案内容
- (オ) 見積書【任意様式】
 - ・内訳書を添付すること
- (カ) 応募資格に係る申立書【様式6】
- (キ) 定款
- (ク) 財務状況の分かる直近の書類
- (ケ) 租税公課を滞納していないことが分かる直近の公的証明書類
(租税公課の納税証明書等、写し可)
- (コ) その他、提案企画の説明に必要な資料

■形式 A4判

■部数 (ア) 上記提出物(ア)から(コ)の紙媒体2部
(イ) 上記提出物(ア)から(コ)を記録した電子媒体一式
(CD、DVD又は提案者のオンラインストレージ経由による提供)

■方法 持参又は郵送。ただし、オンラインストレージ経由による提出の場合は電子メール。

■提出先 企画政策部デジタル戦略課広聴広報係

■業務実施方針の作成方法

「大船渡市地域ブランディング・デジタルマーケティング業務」企画提案仕様書に基づいた内容で作成すること。

■その他 提出された企画提案書等は、当該審査の他に無断で使用することはない。

(5) プレゼンテーションの実施に関する通知

企画提案内容について、プレゼンテーションを実施する。

提出された書類等を確認の上、プレゼンテーションの参加可否及び実施について、提案者に対して通知する。

■通知日 令和7年7月18日(金) 予定

■通知方法 電子メールにより通知する。

(6) プレゼンテーション及び契約候補者の決定

企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、企画提案選考委員会で審査・評点を行い、総得点により、契約候補者を選定する。なお、最多得点数の提案が複数あった場合は、見積金額の低い者を選定する。

■日程 令和7年7月25日(金) 午後 予定

■場所 大船渡市役所本庁舎 (Zoom等を利用したオンラインによるプレゼンも可。)

■実施時間 時間は30分以内とし、その配分は次のとおりとする。ただし、質疑応答については、当該時間を超えて行う場合がある。

| 実施内容 | 時間配分 |
|-----------|------|
| プレゼンテーション | 20分 |
| 質疑応答 | 10分 |

■留意事項

- (ア) プレゼンテーションは、企画提案書の受付順に実施する。
- (イ) プレゼンテーションは3名以内で行い、業務担当者を含めること。
- (ウ) 提案書等を投影するディスプレイは、当市が準備する。ただし、プレゼンテーション用のパソコン、その他のディスプレイと接続するHDMIケーブル等のOA機器等は、提案者で準備、設置すること。
- (エ) 提案する内容及び質疑応答の回答は、プレゼンテーション終了後において取消し、又は変更することは原則できない。
- (オ) 受付時間までに受付を行わない場合は参加を辞退したものとみなす。

《審査基準》

(ア) 提案内容（業務実施方針）

- ・ 地域ブランディング・デジタルマーケティングに精通した提案か。
- ・ 当市の考えに対する理解があり、地域特性を踏まえた工夫がある提案か。
- ・ 提案者独自のノウハウ・アイデアが盛り込まれ、他自治体の事業と差別化できる独創的・実効性の高い提案か。

(イ) 業務遂行に関する評価

- ・ 業務の目的を理解し、業務を適正かつ確実に実施するための体制が整っているか。
- ・ 他自治体における類似業務の受注業績があるか。
- ・ 実現可能な計画・スケジュールとなっているか。

(ウ) 見積書

- ・ 提案内容に対して適切な見積金額になっているか。

(7) 結果通知

■日 程 令和7年7月30日（水） 予定

■方 法 電子メールにて通知する。

※審査内容及び審査経過については公表しない。

5 契約

(1) 契約手続

- ① 本市と受託者は、大船渡市財務規則（平成11年大船渡市規則第17号、以下「財務規則」という。）に定める随意契約の手続きにより、改めて見積りを行い、契約を締結する。
- ② 本業務の業務委託仕様書は、契約候補者が提出した企画提案書等を基に作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、本市と契約候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。この場合において、契約候補者との協議が整わなかった場合には、補欠順位の上位者と協議を行うものとする。

(2) 契約保証金

受託者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納

付しなければならない。ただし、財務規則第131条各号に該当する場合には、契約保証金の全部または一部の納付を免除することがある。

(3) 委託事業費

本業務の遂行に必要な経費で、本市予算の範囲内の額とする。

(4) 支払条件等

業務完了後、一括払いとする。

(5) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本市の承認を得た上で業務の一部を第三者に委託することができる。

(6) 個人情報保護

受託者が本業務を行うにあたり個人情報を取扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めなければならない。

6 その他

(1) 以下のいずれかの事項に該当する場合には、失格又は無効とする。

- ・ 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- ・ 資格要件を満たさない者又は委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者の場合
- ・ 提出した書類に虚偽の内容が記載されている場合
- ・ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案の場合
- ・ 本募集要領に違反すると認められる場合
- ・ その他審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

(2) 企画提案書提出後、関連する事項について、本市職員が聞き取りを行う場合がある。

(3) 提出期限後の提出書類の変更、差替又は再提出は、字句修正等、軽微な変更を除き認めない。

(4) 企画提案に要する経費については、参加者の負担とする。

(5) 提出された企画提案書等については、返却しない。

7 問い合わせ先

〒022-8501 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢15番地

大船渡市企画政策部デジタル戦略課広聴広報係

担 当：多田

電 話：0192-27-3111（内線212）

E-mail：ofu_digi-sen@city.ofunato.iwate.jp